

## 介護保険制度改革の概要

### 【相談内容】

介護保険制度は平成18年4月から大きく変わったそうですが、どこが変わったのでしょうか。また、なぜ変わったのか教えてください。

### 【相談処理内容】

介護保険制度は平成12年4月スタート以来、介護を社会全体で支える制度として定着してきましたが、制度の定着化とともに利用が急速に拡大し、介護保険の総費用も急速に増大しました。

介護保険の財源は保険料と公費（税金）ですが、現行制度のままでは保険料の大幅アップや公費負担の大幅増が見込まれ、制度をこのまま持続できるのかというのが大きな課題でした。

さらに「団塊の世代」の高齢期到達により、近い将来、我が国の高齢化はピークを迎えます。

今回の改正は、制度スタート以来初めての大幅改革で、さらに関係方面の意見を入れて改善が図られつつあるところですが、「明るく活力ある高齢化社会の構築」をめざして、介護保険制度を安定的に持続させるために行われたものといえそうです。

介護保険制度改革の概要についてご紹介します。

改革の項目	改革の背景・視点	改革の概要	備考	
予 防 重 視 型 シ ス テ ム の 確 立	新予防給付の創設	介護度の軽い方（要支援1・2）を対象に次のような予防サービスを実施 ① 運動器機能向上（運動プログラムの提供など） ② 栄養改善 ③ 口腔機能向上	1 通所サービスを主体に介護予防の視点からサービスを提供 2 ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施	
	地域支援事業の創設	上記の①～③に同じ 介護予備軍等に対する予防の必要性	1 実施主体→市町村 2 介護予防のケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施 3 元気な高齢者も事業の対象者	
	福祉用具貸与の見直し	福祉用具依存による維持・改善の後退	これまでの給付対象の車椅子、特殊寝台などの貸与について、要支援1・2および要介護1の方に対しては、原則として給付対象から除外	移動の支援が特に必要と認められる場合の車椅子の取扱いなどに一部例外
	要介護認定区分の見直し	介護予防対象者の特定	要支援1、要支援2の新設 従来の要支援→要支援1 従来の要介護1のうち維持・改善の可能性大→要支援2	
施設給付の見直し	在宅介護における実質的な自己負担額（1割負担、食費、居住費）は、施設介護の約2倍 居住費・食費については、年金でもカバー（重複措置）	施設入所者の居住費・食費について、これまでの保険給付対象が対象外へ（自己負担） ショートステイの滞在費・食費、通所サービスの食費も同様	施行日 平成17年10月1日	